資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
11 月 12 日（木）	危機管理政策課	088-621-2793	坂東・田上

危機管理会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

1　日　　時：令和８年 11 月 12 日（木）13:00～13:10
2　場　　所：県庁４階　災害対策本部室
3　出 席 者：危機管理部長、危機管理監、危機管理部副部長、危機管理部次長、
　　安全衛生課長、鳥獣対策課長、畜産振興課長、各部局主管課長など　計２２名

4　協議概要：京都府における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
　　（今シーズン国内１例目）

■畜産振興課からの報告
・本日、京都府亀岡市の養鶏場において、今シーズン国内１例目の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。
・当該農場は通報した時点から、飼育する鳥、糞等の汚染物品の移動を自粛。
・また、国内複数箇所で野鳥での鳥インフルエンザ陽性事例が確認されている。万が一、死亡野鳥を発見した場合には不用意に触れず、対応窓口への連絡するよう周知に努める。
・県内養鶏農場においては、現時点で異常な鶏の通報はないが、今回の事例について速やかに情報共有を図るとともに、改めて飼養衛生管理の徹底を指導して参る。

■安全衛生課からの報告
・県内の食鳥処理場には、当該養鶏場から、家きんの搬入は確認されていない。
・食肉衛生検査所から県内すべての食鳥処理場へ、「搬入農家の確認」、「消毒などの鳥インフルエンザ対策」及び「異常鶏が確認された場合の早期通報」の徹底について指示を行った。
・食鳥検査センターへ確認したところ、県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていない。
・また、同センターに対し、「出荷状況報告書」や「生鳥検査」等の確認の徹底、「異常鶏確認時の簡易検査」の徹底について指示を行った。
・愛玩鳥への対策として、県動物愛護管理センターを中心に動物園、動物取扱事業者への注意喚起のほか、ホームページへの掲載による飼育者等への啓発を行う予定。
・「食品安全委員会」から、食鳥肉や卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染する可能性はなく、「安全」であるとの見解が出されているため、県ホームページ等で周知啓発を行う。

■危機管理政策課からの報告
・万一、県内養鶏場で高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が確認された場合には、原則、24 時間以内に殺処分作業を、72 時間以内に埋却作業をそれぞれ完了する必要があり、防疫措置の早期完了に向けて、当課から各部局へ動員を依頼することとなっている。
・各部局においては、「緊急連絡先」及び「動員候補者名簿」の再確認を改めてお願いする。
・今年度も「現地対策本部等」の設置・運営訓練等を実施するとともに、10 月 13 日には、県職員を対象に防護服の着脱訓練等を実施するなど、職員の対応能力向上に努めているところ。
・これら訓練の成果を踏まえ、本県発生に備え、対応をお願いする。

■危機管理部長から次のとおり指示

〇国内養鶏場での発生は、７年連続となり、近年の全国的な拡大傾向を踏まえると、いつ、本県で発生してもおかしくない状況である。

〇このため、本県においても、危機感をもった対応をお願いするとともに、３点指示する。

・県内での発生を防止するため、「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」を、「ステージⅡ・感染拡大注意報」に引き上げ、改めて、養鶏場に対する「飼養衛生管理」を再徹底すること。合わせて、県内養鶏場において、消毒を徹底する必要があることから、家畜伝染病予防法第９条に基づく消毒命令を発出し、危機管理調整費を充当して、「消毒用の消石灰」を緊急配付すること。

・食鳥肉の安全性を確保するため、関係者と連携し、食鳥検査の徹底を図ること。

・本県において、鳥インフルエンザが発生した場合など、防疫措置等のため、全庁的な職員動員が必要となることから、各部局においては、庁内情報共有を徹底するとともに、緊急連絡体制や動員体制の再確認をお願いする。